

天王寺公園エントランスエリア
魅力創造・管理運営事業者募集要項

平成26年1月
大阪市経済戦略局
大阪市建設局

第1 事業の概要

1. 趣旨
2. 事業概要
3. 土地の概要
4. 事業スケジュール（予定）
5. 1次提案・2次提案について

第2 事業条件

1. 基本的な考え方
2. 事業対象区域
3. 賑わい創出事業（ハード事業）に関する提案条件
4. 賑わい創出事業（ソフト事業）に関する提案条件
5. 維持管理事業に関する提案条件
6. 事業全体に関する提案条件

第3 応募条件・応募方法

1. 応募者の構成等
2. 応募者に必要な資格
3. 応募の手続き
4. 応募書類の提出方法及び応募上の注意事項
5. 応募提出書類

第4 審査方法・審査基準等

1. 審査方法
2. 審査基準
3. ヒアリングの実施
4. 1次審査通過者の選定等
5. 審査結果の通知及び公表
6. 2次提案募集について（概要）

第5 照会窓口

■別添書1 「天王寺公園エントランスエリアへの民間事業導入にあたっての方向性」

■別添書2 「設計・整備に関する業務要求水準書」

別紙1 「位置図」

別紙2 「エントランスエリア条件整理図」

別紙3 「埋蔵文化財包蔵地及び大阪府指定史跡、大阪市指定史跡」

別紙4 「地下駐車場平面図」

別紙5 「現況整備図面」

別紙6 「平成 26 年度整備予定図面」

別紙7 「天王寺公園イベント実績及び実施予定（平成 24・25 年度）」

別紙8 「公園使用料の基本的な考え方」

応募書類様式

第1 事業の概要

1. 趣旨

大阪市では、大阪府とともに、世界の都市間競争に打ち勝つ都市魅力を創造・発信するため、平成24年12月に「大阪都市魅力創造戦略」を策定しました。そのなかで、天王寺公園（動物園などの公園施設を含む。）を核とする「天王寺・阿倍野地区」を重点エリアのひとつに位置付け、文化観光拠点の形成をめざしています。

今回、その核となる天王寺公園をより魅力的な拠点とするため、天王寺ターミナルに近接した天王寺公園のエントランスエリア（約2.8ha。別紙1「位置図」のとおり。以下、「エントランスエリア」という。）を基本としたエリアにおいて、大阪有数の鉄道ターミナルに隣接し、周辺に豊富な観光資源が集積している立地のポテンシャルを活かし、これまでの都市公園の概念を超えて、動物園・美術館に至る公園の玄関口にふさわしい、来園者や地域住民に対して新たな都市魅力や賑わいを提供する公園の魅力創造・管理運営事業の提案を募集します。

「大阪都市魅力創造戦略」の「民が主役、行政はサポート役」との基本的な考え方のもと、民間事業者の柔軟かつ優れたアイデア、企画力、経営能力を活かし、行政としても可能なサポートをしながら、効率的かつ効果的な事業提案を求めます。

再開発などにより周辺環境が大きく変化している「天王寺・阿倍野地区」の核としての天王寺公園、さらに、動物園・美術館を有する天王寺公園のなかでも、ターミナル及び周辺観光資源と動物園・美術館を繋ぐエントランスエリアは大変重要な位置にあります。このエントランスエリアにおいて世界が憧れる都市魅力を創造し、「天王寺・阿倍野地区」全体の集客力を強化、地域ブランドの向上に寄与する意欲ある積極的で実現性のある事業の提案を求めます。

2. 事業概要

（1）事業対象区域

エントランスエリア全体を活用した事業の提案をしてください。併せて、その他のエリア（動物園エリア、美術館・慶沢園エリアを除く）において、自ら事業の実施を希望する場合は、希望する区域を指定して提案してください。

ただし、エントランスエリアについては必須とし、エントランスエリア以外の区域のみの提案はできません。

（2）事業提案を求める内容

事業対象区域において、次の①～③の事業を全て一体的に実施する事業者を募集します。なお、①～③のうちの一部の事業のみを実施する提案はできません。本市の費用負担はないことを想定して、事業者自らが設置する施設による収益等をもとに事業を実施することとして、実現性のある事業提案をしてください。

また、現行ルールを基本としながらも、さらに質の高い提案を実現するために必要な規制緩和や本市が計画している整備予定事業（エントランスエリア中央部の多目的

広場整備、トイレ改修等。別紙6平成26年度整備予定図面を参照のこと。）についてなど、様々な観点からのご意見・ご提案も可能です。

① 賑わい創出事業（ハード事業）

事業対象区域において、動物園・美術館を有する天王寺公園の特色を活かした、これまでの概念を超えるような、新たな賑わいを創出する施設（飲食・物販・サービス施設等）の設置・運営を行う事業の提案を求めます。

② 賑わい創出事業（ソフト事業）

優れた立地のポテンシャルを活かして、常に多くの人が集う天王寺公園を実現するために、ハード事業と一体となったソフト事業の提案を求めます。継続的に事業が実施できる体制を確保し、周辺の地域活性化に取り組む団体・組織との連携などにより、天王寺公園への集客を主軸としながら、「天王寺・阿倍野地区」全体の集客力向上につながる優れた事業の提案を求めます。

- ・ イベント等の開催
 - 恒常的なイベント等の企画・実施又は誘致
 - 動物園 100 周年事業と連携したイベントの企画・実施
- ・ プロモーション活動（広報・宣伝）
 - 動物園・美術館と連携したプロモーション活動
 - 天王寺公園の総合的な案内
- ・ ソフト事業を継続するための体制整備 など

③ 維持管理事業

事業対象区域全域について、都市公園として良好・快適な環境を確保するための維持管理を行っていただきます。エントランスエリア以外の区域についても提案する場合には、当該区域の維持管理も含まれます。

- ・ 清掃・警備
- ・ 緑地・施設維持管理（樹木管理、エントランスエリア中央部に設置予定の多目的広場の維持管理等を含む）
- ・ バス駐車場（天王寺ゲート側）の管理運営 など

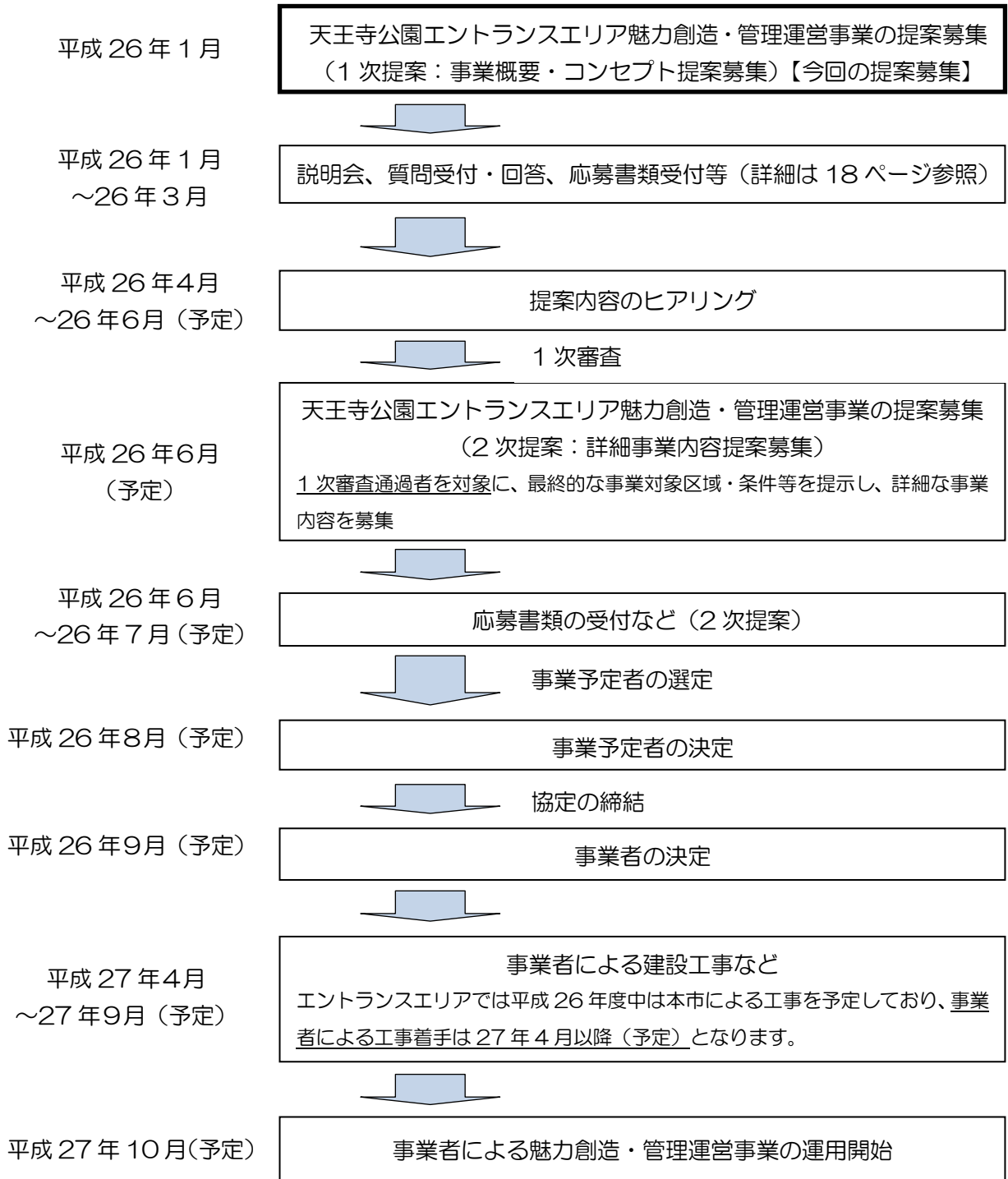
3. 土地の概要

所在地及び面積	天王寺公園（大阪市天王寺区茶臼山町） 約 26ha（うち、エントランスエリア約 2.8ha）
土地の条件等	・ 都市計画公園区域 ・ 風致地区
都市計画規制等	
区域区分	市街化区域
用途地域	第 2 種住居地域
建ぺい率	80%
容積率	200%
防火地域及び準防火地域	準防火地域

4. 事業スケジュール（予定）

天王寺公園エントランスエリア魅力創造・管理運営事業の事業者募集から、事業者の決定、事業着手、運用開始までの流れについては、次のとおりです。なお、事業スケジュールについては現時点の予定であり、変更する場合があります。

また、事業予定者を決定する2次提案は1次審査通過者のみを対象に募集を行います。2次提案からの応募はできませんので、事業を希望する場合には、必ず今回の1次提案募集から応募してください。



5. 1次提案・2次提案について

本募集は、2段階で事業計画の提案をしていただきます。

1次提案では、別添書1「天王寺公園エントランスエリアへの民間事業導入にあたっての方向性」を考慮して、エントランスエリアでの事業計画の概要と同事業計画を提案するにあたって想定した天王寺公園に対する基本的な考え方を示していただきます。

併せて、エントランスエリア以外の公園エリア（動物園エリア、美術館・慶沢園エリアを除く）において、エントランスエリアと同時に自ら事業実施を希望する区域があれば、その区域も含めた事業計画の概要も提案してください。

1次応募者からヒアリングを行い、その内容を踏まえ、最終的に提案を求める事業の内容、事業対象区域、公園使用料等の条件の詳細を決定します。それに基づき、最終的な事業計画の詳細な提案（2次提案）をしていただき、本事業の事業予定者を選定します。

【1次提案において求める内容】

① 天王寺公園全体についての基本的な考え方

エントランスエリア等での提案にあたって想定した天王寺公園全体について、動物園・美術館を含めためざすべき公園像、デザインの基本的な考え方、利用者の想定、動物園・美術館との連携、周辺地域との連携の考え方、動線計画等について提案してください。

公園像等の検討にあたっては、あべのハルカスグランドオープンなどにより注目を集める「天王寺・阿倍野地区」、歴史・自然・文化など豊かな資源がある上町台地等との関係を踏まえた提案としてください。

② 事業計画概要、管理運営計画概要

エントランスエリアにおいて実施する事業計画概要を提案してください。

併せて、エントランスエリア以外の区域（動物園エリア、美術館・慶沢園エリアを除く）において、自ら事業の実施を希望する場合には、範囲を指定し、その事業計画概要も提案してください。ただし、エントランスエリア以外の区域でも事業実施を希望する場合は、販わい創出事業（ハード事業・ソフト事業）だけでなく、当該区域の維持管理事業も一体的に行っていただきます。

なお、提出していただく書類の詳細については、「第3 応募条件・応募方法」 「5. 応募提出書類」に記載しています。

【2次提案において求める内容】

1次審査通過者のみを対象として、詳細な条件を記載した募集要項を提示し、事業内容の詳細な提案を求めます。

2次提案の内容を審査し、事業予定者の選定を行います。なお、提出していただく書類など詳細については、2次提案の募集要項で提示します。

第2 事業条件

事業計画の提案にあたっては、次の「1. 基本的な考え方」を十分理解していただいた上で、「2. 事業対象区域」から「6. 事業全体に関する提案条件」までを満たす提案としてください。

1. 基本的な考え方

- ① 別添書1「天王寺公園エントランスエリアへの民間事業導入にあたっての方向性を考慮した提案としてください。
- ② 事業者はプロモーション活動などにおいて、天王寺公園内の各施設との連携の中核的な役割を担うことが求められます。天王寺公園の機能に支障を及ぼさないものであり、天王寺動物園・美術館など天王寺公園内の各施設との連携や調和を図った提案としてください。
- ③ 天王寺公園は、都心にありながら自然と歴史と文化が一体となった公園であり、その特徴を最大限に活かし、周辺環境や景観にも配慮した、天王寺公園全体の利用促進や活性化に寄与するような提案をしてください。
- ④ 周辺地域での取組みを十分に尊重して、地域と連携し、地域活性化に貢献するような提案をしてください。
- ⑤ 恒常的な賑わいを創出するため、ハード事業とソフト事業が一体となった賑わい創出事業の提案を求めます。施設のみならず、恒常的なイベントの企画・実施などソフト事業でも充実した提案としてください。また、事業実施にあたっては恒常的なソフト事業を継続して実施できる体制を確保した提案をしてください。
- ⑥ 天王寺公園への集客を主軸としながら、天王寺・阿倍野地区全体の集客力の強化につながる提案をしてください。なお、本市では、天王寺公園の入園者数を5年間で倍増することを目標と考えています（平成24年度約129万人から平成29年度260万人）。
- ⑦ 事業対象区域において、本市が計画している整備予定事業を除き、本市の費用負担はないものと想定して提案してください。事業者自らが設置する施設等による収益によって必要な費用を負担し、整備・管理運営及び事業実施することを前提に、実現性のある事業提案をしてください。（なお、事業者自らが整備し、施設等を本市へ寄付することを含む提案も可とします。ただし、営利行為を伴う施設等は寄付の対象となりませんので、疑義が生じた場合、「第3 応募条件・応募方法」「3. 応募の手続き」の「(4)質問の受付・回答」に記載している手続きにより、本市に確認をしてください。）

2. 事業対象区域

「第1 事業の概要」「2. 事業概要」「(1) 事業対象区域」に記載しているとおり、エントランスエリア全体を活用した事業の提案をしてください。併せて、その他のエリア（動物園エリア、美術館・慶沢園エリアを除く）において、自ら事業の実施を希望する場合は、希望する区域についても範囲を明示して提案してください。

ただし、エントランスエリアについての提案は必須とし、エントランスエリア以外の

区域のみの提案はできません。

事業対象となるエントランスエリアの区域、さらに追加で提案可能な区域については別紙1「位置図」を参照してください。

なお、2次提案においては、本市から事業対象区域を指定したうえで提案を行っていただきます。事業対象区域の指定にあたっては、エントランスエリア以外の区域を含む場合もあります。

3. 賑わい創出事業（ハード事業）に関する提案条件

提案していただく内容は、事業者自らが設置する建築物や工作物及び事業対象区域内の緑地・園路などの施設整備及びこれらの管理運営に関することとなります。提案にあたっては、周辺施設や環境、地域住民等との連携や調和、環境に寄与するものとしてください。

なお、都市公園としての機能を損なわない程度において、一部樹木を移植又は撤去することを前提に、事業計画を提案することができます。ただし、移植又は撤去に伴う費用は全て事業者の負担とします。また、必須提案対象区域、撤去不可施設、撤去可能施設などについては、別紙2「エントランスエリア条件整理図」を参照してください。

(1) 施設等の設置条件

提案できる施設等は、天王寺公園や周辺地域の活性化が十分に認められる都市公園法における「公園施設」に該当する施設に限ります。

公園施設：都市公園の効用を全うするため、公園に設けられる施設。

売店、飲食店、宿泊施設、運動施設、休養施設など

※提案していただく施設等の整備に必要な費用は全て事業者負担として、提案を求めます。

※提案していただく施設は、周辺の景観並びに環境等に配慮し、賑わいや快適性を創出する施設の配置計画としてください。

※売店等において、公園利用と関連性の低い品目や公園の適正な管理に支障を及ぼす恐れのある品目、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある品目と本市が判断する品目の販売はできません。

※事業者は、自らが整備する施設に対し、当該施設の利用者のために必要な台数分の自転車駐車を設置し、これを良好に管理運営していただく必要があります。

なお、天王寺駅・あべの駅周辺は、自転車放置禁止区域に指定されています。

※事業者決定後、事業を実施する場合には、別添書2「設計・整備に関する業務要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）も遵守する必要がありますので、確認してください。

【施設等用途の制限】

施設等の設置にあたっては、都市公園法第5条に基づき、事業者が施設等を設置・

使用する範囲において、大阪市が公園施設設置許可（以下、「設置許可」という。）または、大阪市の施設を使用する場合には公園施設管理許可（以下、「管理許可」という。）が必要となります。ただし、次に示す用途を目的とした施設の設置・使用は認められません。

- ① 政治的又は宗教的用途に使用する施設
- ② 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業の用途に使用する施設
- ③ 酒類販売を主目的とした用途に使用する施設
- ④ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等の用途に使用する施設
- ⑤ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される用途に使用する施設
- ⑥ 上記の他、本市が公園利用との関連性が低く、「公園施設」とみなすことができないと判断する施設

【建築面積】

建築面積は 4,000 m²以下で提案してください。

※ エントランスエリア以外の区域も併せて提案していただく場合には、エントランスエリア以外の区域も含めた提案区域全体での建築面積が 4,000 m²以下となるようにしてください。

※ 都市公園法施行令第 6 条及び大阪市公園条例（以下、「公園条例」という。）第 2 条の 5 第 2 項の規定により、都市公園法第 2 条第 2 項及び都市公園法施行令第 5 条に定める休養施設、運動施設、教養施設等を設ける場合は建築面積の特例が認められており、4,000 m²とは別に提案が可能です。

※ さらに質の高い提案を実現するために建築面積の更なる増加が必要な場合には、「5 応募提出書類」「(2) 事業計画概要提案書類」「[4] 質の高い提案実現への意見（任意）」として、本提案（4,000 m²以下の提案）とは別に、必要な建築面積やそれが確保された場合に実現できる計画の概要をご提案ください。

【文化財保護法関係】

事業を実施する場合には、天王寺公園には、埋蔵文化財包蔵地（天王寺公園遺跡、茶臼山古墳）があり、そのエリアを掘削工事する際には、大阪市教育委員会に届出及び協議が必要です。

また、茶臼山古墳および河底池は、大阪府指定史跡であり、現状を変更する場合は、大阪府教育委員会に現状変更申請が必要です。

埋蔵文化財包蔵地及び大阪府指定史跡の位置については、別紙 3「埋蔵文化財包蔵地及び大阪府指定史跡、大阪市指定史跡」をご覧ください。

詳しくは、大阪市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護担当（電話：06 - 6208 - 9168）までお問い合わせください。

【地下駐車場上部の荷重制限】

エントランスエリアには、地下駐車場があるため、その影響範囲において、施設等を設計・整備する場合は、次の荷重制限等を順守していただく必要があります。

- ※ 上載限度荷重 1 t/m²、一部3 t/m²（別紙4「地下駐車場平面図」のとおり）
- ※ 駐車場の屋根スラブ（O.P. 14.66m）の長期耐力については、「土被 2.5m＋上載限度荷重を許容荷重」として設計されています。（別紙5「現況整備図面」（O.P.表示）参照）

【道路区域の建築制限】

エントランスエリアの一部区域は、道路法上の道路となっており、道路施設（公共地下歩道・階段・エスカレーター等）が設置されています。

道路区域内での建築物の設置、道路施設の改造並びに道路施設に影響を与える建築物及び工作物等の設置については、提案できないものとします。また、道路区域内において工作物等を設置する場合又はイベント等を開催する場合は、道路占用許可の取り扱いについて道路管理者との協議が必要となります。

なお、道路区域については、別紙2「エントランスエリア条件整理図」を参照してください。

また、道路法上の道路となっている天王寺公園内の認定道路（地上部）については、今回の事業募集の対象外となりますので、認定道路（地上部）を活用した提案はできません。なお、認定道路（地上部）については別紙1「位置図」を参照してください。

【既存施設の撤去について】

別紙2「エントランスエリア条件整理図」に示している「撤去可能施設」については、撤去を前提とした提案をすることができます。ただし、撤去に伴う費用については全て事業者が負担することを想定して提案してください。なお、地中に不要な構造物が残らないよう施設等を撤去してください。

（撤去可能施設）

天王寺ゲート、展示棟、連絡橋スロープ部分、スロープ横売店、その他花壇、植栽、通路、柵等

4. 賑わい創出事業（ソフト事業）に関する提案条件

（1）ソフト事業を実施する体制の確保

イベント等の開催及びプロモーション活動など、賑わい創出事業（ソフト事業）を実施するにあたっては、地域と連携し恒常的に事業を実施するのに必要な体制（人員、予算など）を確保してください。

（2）行為の禁止及び制限

都市公園内における行為については、公園条例第3条及び第4条に基づくもののほか、別に法令の定めがある場合に、禁止または制限しています。したがって、事業者は、設置許可・管理許可を得た施設について、次に示す行為（例示列挙）を行い又は

第三者に行わせることはできません。なお、事業者となり事業区域内において、イベントの開催など禁止行為以外の行為（＝制限行為）で、施設用途以外の目的で使用する場合は、詳細内容について行為より事前に本市と協議を行い、制限行為の解除に関する許可（以下、「行為許可」という。）を受けてください。

- ① 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- ② 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業
- ③ 売店・飲食店を除く施設において、営利を目的とした物品販売（ただし、イベント事業における物品販売について、本市の承諾を受けたものは除く）
- ④ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ⑤ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体（以下、「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者、大阪市暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第2条第3項に規定する暴力団密接関係者（以下、「暴力団密接関係者」という。）の活動
- ⑦ 上記の他、公園利用との関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断する行為

（3）事業者以外が実施するイベント

① 天王寺動物園 100 周年事業との連携

平成 27（2015）年は、大阪都市魅力創造戦略のシンボルイヤーとして位置づけられており、天王寺動物園も 100 周年を迎えます。特に、平成 27 年秋を動物園 100 周年事業のコアイベントの時期と想定しており、動物園で実施される事業と連携することが望ましい。

② その他のイベントとの連携

- ・大阪市（区役所を含む）が主催者として実施する事業
 - ・大阪市も構成団体となって実行委員会方式等で実施する事業
 - ・第3者が主催するイベントで大阪市が都市魅力向上に繋がると判断する事業
- エントランスエリアの管理・運営にあたっては、事業者は上記事業の実施について配慮するとともに、事業者が主催者と調整をおこない、プロモーション活動（広報・宣伝）において連携することが望ましい。

なお、これまで実施されたイベント実績及び今後予定されているイベントについては別紙7「天王寺公園イベント実績及び実施予定（平成 24・25 年度）」を参照してください。

5. 維持管理事業に関する提案条件

提案していただく事業対象区域全域について、良好な環境を確保するための維持管理を行っていただきます。エントランスエリア以外の区域も提案された場合には、当該区域の維持管理も含めて提案してください。

(1) 清掃・警備、緑地・施設維持管理

事業対象区域全体を快適な都市公園となるよう、必要な清掃・警備、緑地・施設の維持管理を行っていただきます。樹木の管理や本市が整備を計画しているエントランス中央部の多目的広場なども含めて維持管理をしていただくこととなります。

なお、維持管理に必要な光熱水費、簡易な補修等は事業者の負担とします。

【参考】主な維持管理経費（エントランスエリア部分：平成 24 年度実績）

園内警備 約 3,000 千円

花卉 約 3,000 千円

※本市人件費は除く。なお、除草、樹木管理を含む公園施設の維持管理業務は本市職員が実施しています（平成 24 年度）。

※清掃・廃棄物処理、建物・電気設備等点検・修繕、光熱水費など他の経費は、エントランスエリア部分のみの経費算出ができないため、記載していません。

※平成 24 年度実績のため、平成 26 年度に整備を計画しているエントランスエリア中央部の多目的広場に関する維持管理経費は含まれていません。

(2) バス駐車場（天王寺ゲート側）の管理・運営

大阪市では、平成 25 年度事業としてバス駐車場（天王寺ゲート側：3 台）を設置します（別紙 1「位置図」を参照してください）。

このバス駐車場（天王寺ゲート側：3 台）について、大阪市からの管理許可のもと、管理運営を行っていただく予定です。本事業の対象外である既存のバス駐車場（天王寺公園南側）の事業者と連携しながら管理運営してください。

バス駐車場の駐車料金収入は事業者の収入としますが、管理運営に必要な経費は事業者負担となるほか、管理許可に伴う使用料を本市に支払っていただきます。

また、バスの駐車料金の設定にあたっては、本市との協議が必要となります。

6. 事業全体に関する提案条件

(1) 公園使用料及び本事業実施に関する経費の考え方

別紙 8「公園使用料の基本的な考え方」を参考に、維持管理事業、賑わい創出事業（ソフト事業）における恒常的な体制確保など本事業全てを効果的に実施したうえで、本市へ納付を想定している公園使用料（年額）を提案してください。2次提案では、今回の事業者からの提案を参考に、本市から公園使用料の金額を示したうえで、事業の提案を募集する予定です。提案にあたっては内訳がわかるようにしてください。

なお、本市が計画している整備予定事業（エントランスエリア中央部の多目的広場整備、トイレ改修等）を除き、本事業を実施していただくにあたっての本市の費用負担はないものと想定して提案してください。事業者自らが設置する施設等による収益等によって必要な費用を負担し、整備・管理運営・事業などを実施していただくことを前提としています。

(2) 事業実施にかかる事前調査

本事業の実施に伴い、事業対象区域内およびその周辺で、応募者は事前調査を実施することができます。事前調査が実施可能な期間は次のとおりです。

事前調査実施可能期間：平成26年1月31日(金)～平成26年3月14日(金)

(土日祝日は除く)

事前調査実施可能時間：午前9時～正午・午後1時～午後5時

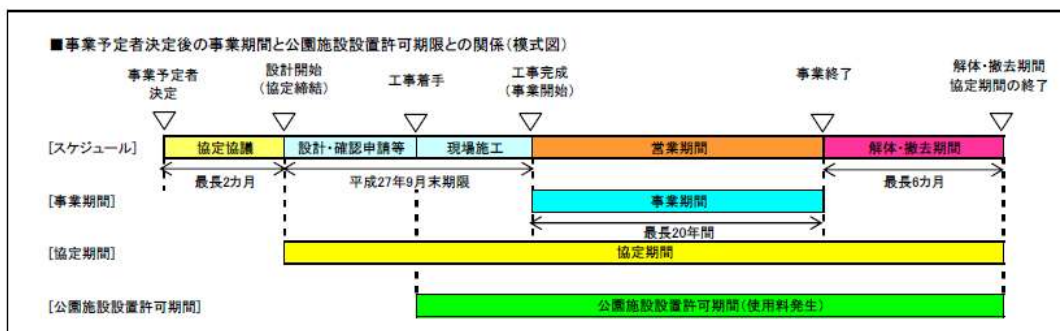
事前調査を希望される場合は、本要項「第5 照会窓口」へ調査を希望する2週間前までに、電子メールにて申請してください。電子メールのタイトルは「天王寺公園エントランスエリア魅力創造・管理運営事業（事前調査希望）」として、事前調査希望日、人数、調査内容、連絡先などを記載してお送りください。なお、メールを送信していただき、4日後（土日祝日は除く）までに返信がない場合は、「第5 照会窓口」まで電話にてお問い合わせください。

ただし、希望者が複数となる場合は、事前に調整が必要となるため、希望日に調査することができない場合があります。なお、事前調査にかかる費用はすべて事業者負担となります。また、調査の内容が土地の形質変更を伴う等、事前調査の対象として認められない場合がありますのでご注意ください。

(認められる事前調査の例示) 測量調査、交通量調査、電気探査など

(3) 事業期間等

協定締結後から解体・撤去完了までの期間（以下、「協定期間」という。）・事業期間等の関連については、次の模式図に示すとおりです。事業期間は運用開始日を始期として、最長20年間とします。設置許可・管理許可の期間は、営業開始に先立った施設設置工事着手から、事業終了後の現状回復までの期間です。ただし、設置許可・管理許可の更新手続きが3年ごとに必要となります。また、協定締結後、遅くとも平成27年10月1日までに本事業の運用を開始していただきます。なお、事業終了後、事業者が設置した建築物及び工作物等（ただし、本市への寄付物件を除く）については、現状回復の一環として6ヶ月以内に解体・撤去していただく必要があります。



(4) 事業評価

設置許可・管理許可の更新手続きにあたっては、本市が事業評価等を行い支障がないと判断した場合、継続して事業を行うことができます。事業評価項目は、次のものを予定しています。

〈事業評価項目（予定）〉

- ① 事業提案時の事業趣旨に沿った事業内容が展開されていたか
- ② 協定の締結内容に即した事業内容が展開されていたか
- ③ 施設の維持管理が適切に行われていたか
- ④ 騒音、悪臭の防止等、周辺的生活環境について十分配慮されていたか
- ⑤ 上記の他、本市が必要とする事項

(5) リスク分担

事業予定者決定後から解体・撤去完了までの間における主なリスクについては、次の負担区分のとおりとします。

リスクの種類	内容	負担者	
		市	事業者
法令変更	事業者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	工事・維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合		○
物価	事業予定者決定後のインフレ、デフレ		○
金利	事業予定者決定後の金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期		○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期	○	
	事業者の責任による中止・延期		○
	事業者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継ぎコストの負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
施設損傷	施設、機器等の損傷		○
債務不履行	本市の協定内容の不履行	○	
	事業者の事由による業務並びに協定内容の不履行		○
性能リスク	要求水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事故		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○

※その他注意事項

- ・天王寺公園は広域避難場所に指定されているため、災害発生時には、市民の避難場所となる場合や、災害対応のため業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。なお、その場合、本市はこれにかかる一切の補償を行いません。
- ・事業者は管理運営する施設に応じた防災計画を作成の上、この計画に基づき防災対策を講じるとともに、天王寺公園が広域避難場所であることを念頭におき、本市等と連携し防災対策にあたる必要があります。
- ・天王寺公園内の管理・運營業務（定期的な点検など）に伴い、事業者の事業に休業等が発生した場合など、いかなる理由においても、本市は事業者に対して補償を行いません。
- ・事業対象区域において、本市が計画している整備予定事業（エントランスエリア中央部の多目的広場整備、トイレ改修等）については、平成26年度予算が承認された場合を前提として計画しています。平成26年度予算案については未確定であり、本市での予算編成過程、さらに議会での審議の後、成立することとなります。したがって、本市が計画している整備予定事業は、現時点での計画であり、計画どおり実施されない場合もあります。

(6) 関係法令等

提案にあたっては、別添書2「要求水準書」の「第2 施設設計要件」に示す適用法令を遵守してください。事業対象区域にかかる制約等は、本要項「第2 事業条件」及び「要求水準書」などを参照してください。また、事業者として決定し事業を実施する場合には、関係法令・条例等に係る協議及び手続き等については、事業者自らが行っていただきます。なお、事業対象区域にかかる制約や、要求水準書の内容に疑義が生じた場合は、「第3 応募条件・応募方法」「3. 応募の手続き」の「(4)質問の受付・回答」に記載している手続きにより、本市に確認をしてください。

(7) 設計等に関する諸条件

事業者は、要求水準書を満たす限りにおいて、自由に設計できるものとしませんが、設計の際には、建築基準法など関係法令等を遵守してください。

(8) 工事等に関する諸条件

事業者は、着手前・施工中・完了後等において、要求水準書及び関係法令等を遵守し、工事を行ってください。

また、エントランスエリアでの工事着手が可能となるのは、平成27年4月1日（予定）以降となります。

(9) 事業・施設等の管理運営に関する条件

事業者が事業を実施するにあたっては、事業区域について、関係法令等を遵守のうえ、良好な維持管理を行うとともに、公園利用者が公平かつ平等に利用できるよ

う十分に配慮して、創意工夫をもって施設等の管理運営を行ってください。また、効果的・効率的に事業実施及び施設等の管理運営を行うため、設置許可・管理許可の申請及び更新時に、事業・施設等の運営計画などを記載した「事業・施設等の管理運営計画」(記載していただく項目については、2次募集要項において提示します)を作成し、事前に本市へ提出していただく必要があります。

(10) 私権の制限

事業者は、事業者が所有する施設等の所有権を、構成員以外の第三者に譲渡することはできません。また、事業者が所有する施設等を本市の承諾なしに、構成員以外の第三者に賃貸することはできません。

(11) 保証金

事業者は、公園使用料その他本事業から生じる全ての債務の担保として、事業者が所有する施設等の撤去・処分費相当額を、本市に保証金として預託していただきます。なお、保証金の詳細については、2次募集要項においてお示しします。

(12) 原状回復の義務

事業者は、事業期間終了後(設置許可等を取り消しまたは更新しない場合、事業者が事業を途中で中止する場合を含む)、6ヶ月以内の本市が指定する期日までに、事業区域(本市に寄付する施設を除く)及び事業者の責により汚損もしくは破損した部分を、速やかに原状回復するとともに、本市の立会いのもとで本市に返還してください。ただし、事業者と次期事業者との間で、事業者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について本市が事前に同意した場合は、この限りではありません。

(13) 協定の締結

事業予定者は、事業予定者となった後2ヶ月以内に協定を本市と締結していただきます。これをもって、事業予定者は事業者となります。事業実施に際しては、この協定や関係法令、設置許可・管理許可等に付された条件を遵守していただく必要があります。なお、協定書(案)は2次募集要項において提示します。

(14) 事業内容等の変更

事業者が、2次提案において提出した事業計画書に基づく事業の実施内容をやむを得ず変更する必要がある場合は、事業者は相当の期間を設けて本市と協議を行った上で、相当な理由が存すると認められる場合に限り、本市の承諾を得て事業の内容を変更することができます。なお、事業実施後の事業内容の変更は、原則、設置許可・管理許可の更新時とします。また、やむを得ない事業で構成員を変更する場合は、事前に本市の承諾を得る必要があります。

(15) 事業報告書の提出

事業者は、事業の実施状況、天王寺公園の利用者数等の項目を記載した事業報告書を年度（4月～3月）ごとに作成し、本市に提出してください。

第3 応募条件・応募方法

1. 応募者の構成等

応募者は、事業の実施に必要な資力、信用、技術的能力、管理能力、実績を有する法人及びその他の団体(以下、「法人等」という。)、又は複数の法人等によって構成される連合体(以下、「連合体」という。)とします。連合体により応募する場合は、応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人等(以下、「代表者」という。)をあらかじめ定めてください。また、連合体の構成員の役割分担を明確にしてください。なお、本市と協議していただく窓口については、代表者に一元化していただく必要があります。

また、連合体で応募する場合には、次の事項を順守してください。

- ① 代表者の変更は認めません。
- ② 構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情で連合体の構成員に変更が生じる場合には、事前に本市の承諾を得る必要があります。
- ③ 1つの連合体の代表者または構成員は、別の提案を行うグループを構成する法人等や単独の応募者となることはできません。

2. 応募者に必要な資格

(1) 応募資格

- ① 直近3事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人事業税、法人市町村民税の滞納がないこと。
- ② 応募時に次に掲げる事項に該当していないこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する欠格事項に該当している
 - イ 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中である

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当している場合は応募することができません。

- ① 破産者で復権を得ない者
- ② 地方自治法第244条の2第11の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ③ 応募する法人等の役員に、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 - ア ①に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3) 失格事項

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ① 選定審査に関する照会・要求等を申し入れた場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- ⑤ 暴力団の構成員又は暴力団密接関係者
- ⑥ その他、不正行為があった場合

3. 応募の手続き

(1) 募集のスケジュール

募集要項の配布	平成 26 年 1 月 16 日(木)～平成 26 年 3 月 17 日(月)
	↓
机上説明会・現地見学会	平成 26 年 1 月 28 日(火)
	↓
質問の受付	平成 26 年 1 月 29 日(水)～平成 26 年 2 月 10 日(月)
	↓
質問への回答	平成 26 年 2 月 25 日(火) (予定)
	↓
応募書類等の受付	平成 26 年 3 月 25 日(火)～平成 26 年 3 月 26 日(水)
	↓
提案内容のヒアリング	平成 26 年 4 月～平成 26 年 6 月 (予定)
	↓
1 次審査通過者の選定	平成 26 年 6 月 (予定)
	↓
2 次提案募集	平成 26 年 6 月 (予定)
	↓
2 次提案応募書類受付等	平成 26 年 6 月～平成 26 年 7 月 (予定)
	↓
事業予定者の決定	平成 26 年 8 月 (予定)
	↓
契約の締結	平成 26 年 9 月 (予定)

(2) 募集要項の配布

① 配布期間

平成 26 年 1 月 16 日(木)～平成 26 年 3 月 17 日(月) (土・日曜日、祝日を除く)
 午前 9 時 30 分から正午まで、及び午後 1 時から午後 5 時まで
 (ただし、平成 26 年 1 月 16 日(木)は午後 2 時から)

② 配布方法

経済戦略局観光部観光課天王寺魅力担当 (第 5 照会窓口)

なお、以下の大阪市経済戦略局ホームページよりダウンロードしていただけます。

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000249808.html>

(3) 机上説明会・現地見学会の開催

説明会では募集要項の補足説明等をあわせて行う予定ですので、できる限り出席してください。

① 開催日時・場所

日時：平成 26 年 1 月 28 日(火)午前 10 時 00 分～12 時 00 分（予定）

場所：大阪市建設局天王寺動物園内会議室

所在：大阪市天王寺区茶臼山町 1-108

② 参加申込み方法

平成 26 年 1 月 24 日(金)午後 1 時までに、指定様式（様式 1）に記入の上、本要項「第 5 照会窓口」まで、電子メールにより提出してください。電子メールのタイトルは「天王寺公園エントランスエリア魅力創造・管理運営事業（机上説明会・現地見学会参加申込）」としてください。申込のあった事業者の説明会参加証及び詳細案内を電子メールにて送信しますが、平成 26 年 1 月 27 日(月)午後 1 時までに返信がなかった場合は、電話で直接「第 5 照会窓口」までご連絡ください。

(4) 質問の受付・回答

① 受付期間及び受付時間

平成 26 年 1 月 29 日(水)～平成 26 年 2 月 10 日(月)午後 5 時まで

③ 提出方法

本要項「第 5 照会窓口」まで、指定様式（様式 2）により、電子メールにて提出期限までに提出してください。電子メールのタイトルは「天王寺公園エントランスエリア魅力創造・管理運営事業（質問提出）」としてください。確認次第、受信した旨、返信メールを送信しますが、平成 26 年 2 月 10 日(月)午後 5 時 30 分までに、返信がなかった場合は、電話で直接照会窓口までご連絡ください。なお、電話・FAX、来訪による質問には、一切お答えできません。

(5) 質問に対する回答の公表等

質問に対する回答は、平成 26 年 2 月 25 日(火)（予定）の回答日以降に以下の大阪市経済戦略局ホームページに掲載します。ただし、回答が多数に及ぶ場合等により、回答日を延期する場合があります。

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000249808.html>

なお、今回の募集に関わる、募集要項及び要求水準書等の修正や追加があった場合も、上記ホームページに掲載しますので、ご留意ください。

4. 応募書類の提出方法及び応募上の注意事項

(1) 受付期間及び受付時間

期間：平成 26 年 3 月 25 日(火)～平成 26 年 3 月 26 日(水)

時間：午前 9 時 30 分～正午・午後 1 時～午後 5 時
※上記以外の日時での応募書類の提出は受付できません。

(2) 提出場所及び提出方法

事前に電話連絡のうえ、本要項「第5 照会窓口」まで必ず持参してください。なお、郵送・FAX・電子メール等、持参以外の方法による提出は受付できません。

(3) 必要書類及び提出部数

応募に必要な提出書類の様式及び部数等は、次の「5. 応募提出書類」「(1) 応募登録書類」、「(2) 事業計画概要提案書類」を参照して下さい。

(4) 提案内容の取扱い

今回の 1 次提案で提出された内容については、事業予定者が決定するまでは公開しません。提案のあった事業内容は、ヒアリングを実施し、2 次提案にむけた条件の検討などに活用します。ヒアリング内容については、一般的な事例として、2 次提案募集要項に反映する場合があります。

なお、今回の提案内容やヒアリング経過の概要については、2 次提案募集が終了し、事業予定者が決定後、本事業の決定経過の一環として公表することがあります。

(5) その他注意事項

<関係者等との接触の禁止>

ヒアリングなど本市から連絡した場合を除き、事業予定者選定委員及び本件業務に従事する本市職員、その他、本件関係者に対する接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

<応募内容の変更禁止>

受付終了後、応募書類の内容を変更することはできません。

<応募書類の取扱い>

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他本市が必要と認める場合は、本市は応募書類の全部又は一部を無償で使用・公表できるものとします。

また、応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。

<応募の辞退>

応募書類提出後に応募を辞退する場合は、参加辞退届（様式8）を提出してください。

<費用負担>

応募にかかる経費は全額応募者の負担とします。

5. 応募提出書類

本事業（1 次提案）に応募する法人等は、「(1) 応募登録書類」、「(2) 事業計画概

要提案書類」に掲げる書類を必要部数提出してください。必要書類に不備がある場合は、応募は受け付けできません。なお、2次提案では1次提案の内容に準じて詳細な内容の提案を求めるもので、必要な応募書類などは、2次募集要項に提示します。

(1) 応募登録書類

A4縦ファイル(左側2穴)に次の書類を綴り、必要部数を提出してください。
(ファイルの表紙に「正」、「副」の区別がわかるよう明記してください。)

【提出書類(応募登録)】

名 称	様 式	部 数	内 容
[1] 応募登録申込書	様式3	3部 (正本1部、 副本2部)	所定の用紙に必要事項を記入
[2] 誓約書	様式4		所定の用紙に必要事項を記入
[3] 連合体協定書【標準様式】 ※1	様式5	副本3部 ※2	連合体で申し込む場合に提出
[4] 事業者別状況調書 ※3	様式6-1	3部(正本1部、 副本2部) 2部)	所定の用紙に必要事項を記入
[5] 事業者の経理状況調書 ※3	様式6-2		所定の用紙に必要事項を記入

※1 連合体で申し込む場合のみ提出すること。

※2 受付時に原本と副本の照合を行うので、原本を持参してください。

※3 連合体で申し込む場合、全ての構成員について上記[4]~[5]を提出してください。

(2) 事業計画概要提案書類

A3横ファイル(左側2穴)に次の書類を綴り、10部提出してください。様式を特に定めていない提出書類については、A1判までの大きさで作成し、A3横ファイルに折って綴じてください。あわせて、データ(データ形式は、Microsoft office2007 互換モードのエクセル・ワード及びPDFデータとします)を保存したCD-Rを1部提出してください。(模型や動画等での提出、前述のデータ形式以外による提出は不可。)。 「質の高い提案実現への意見」については、任意項目ですので、特になければ提出していただく必要はありません。

なお、応募者名や商標の表示など応募者の所属する法人等が判る表現は禁止します。

【提出書類(事業計画概要)】

種 類	書 式	内 容
表紙	様式自由	表現自由(※応募者名は記載しないこと。)
目次	様式自由	表現自由
[1]天王寺公園全体についての基本的な考え方		
基本的な考え方	様式自由	以下の項目について、文章、図面、イラスト、写真等で説明すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・エントランスエリア等での提案にあたって想定した天王寺公園全体について、動物園・美術館を含めたためざすべき公園像、デザインの基本的な考え方、利用者の想定、動物園・美術館との連携、周辺地域との連携の考え方、動線計画 など
[2]事業計画概要		
事業コンセプト	様式自由	<p>以下の項目について、文章、図面、イラスト、写真等で説明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業提案区域 ・提案区域のコンセプト（提案趣旨・機能構成・運営管理方針、デザインなど） ・提案区域全体のランドスケープデザイン ・本事業の公共性 など
配置図	様式自由	<p>提案区域全体の配置図を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設配置図 ・事業者にて整備する施設及び範囲（明示すること） など
施設等の概要	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者にて整備を提案する全ての建築物・工作物等について、面積や用途、管理運営主体、その他必要に応じて施設計画を説明すること。
工程表	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の設計、工事、運営など運用期間の開始までの工程が分かるように表現すること。
ソフト事業計画概要	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> ・恒常的なイベント等の概要（内容、工程、プログラムなど） ・ソフト事業を継続するための運営形態・体制（人数、経費など） ・プロモーション活動事業計画（概要） など
維持管理事業計画概要	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃・警備・緑地・施設維持管理に関する実施計画概要（内容、頻度など） ・バス駐車場の管理計画（駐車料金、管理方法など） など
[3]管理運営計画概要		
管理運営計画概要	様式自由	<p>以下の各項目について提案内容（概要）を示すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の事業概要・特徴・営業形態（営業時間など） ・周辺地域との連携（実施内容など） ・維持管理計画（実施内容・実施体制・管理頻度など）概要 など
本事業の施設・事業関連内訳表	様式7	<p>以下の項目について内訳がわかるように示すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備等に必要となる経費 ・維持管理に関する経費（単年度経費） ・本市へ支払い可能な公園使用料（単年度金額） ・恒常的なソフト事業を実施するための体制に関する経費（人件費を含む）など
本事業の事業計画書	様式自由	<p>以下の項目について協定期間中の全ての期間について、年度ごと、事業ごとに内訳がわかるように示すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するにあたっての収支計画 ・事業の損益計算、収支資金計画 ・資金調達計画 など
事業効果	様式自由	<p>以下の項目について、根拠も含めて年度ごとに示すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定している天王寺公園への集客数 ・本事業に関する効果（投資額、観光消費額、経済波及効果など）

事業者の経理状況調書	様式6-2	経理状況
[4]質の高い提案実現への意見【任意】		
質の高い提案実現への意見【任意】	様式自由	現行ルールを基本としながらも、質の高い提案を実現するために必要な規制緩和や本市が計画している整備予定事業などについての意見・提案。

第4 審査方法・審査基準等

1. 審査方法

審査については、学識経験者等で構成する「天王寺公園エントランスエリア魅力創造・管理運営事業予定者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、応募者の事業提案を審査し、1次審査通過者を選定します。

2. 審査基準

1次提案の企画審査を審査する際の基準は以下のとおりとします。

□ 審査項目と審査の視点

審査項目	審査の視点	配点
[1]事業コンセプト		
【基本的な考え方】 ・基本的な考え方	<input type="checkbox"/> 「天王寺公園エントランスエリアへの民間事業導入にあたっての方向性」を理解した計画となっているか。 <input type="checkbox"/> 事業対象地域のみならず、天王寺公園全体の魅力創造、さらには「天王寺・阿倍野地区」の魅力創造への貢献に対する意欲があらわれているか。 <input type="checkbox"/> 「天王寺・阿倍野地区」や上町台地に位置する天王寺公園の位置づけ、コンセプトがしっかりと示されているか。 <input type="checkbox"/> その他評価に値する提案があるか。	30点
[2]事業計画		
【事業コンセプト】 【賑わい創出事業（ハード事業）】 ・事業コンセプト ・配置図 ・施設等の概要 ・工程表	<input type="checkbox"/> 天王寺公園の各施設との連携や調和がとれた配置となっているか。 <input type="checkbox"/> 魅力創造・集客に大きく寄与する公園や施設の提案がされているか。 <input type="checkbox"/> 天王寺公園の特性を活かした施設・整備の提案がされているか。 <input type="checkbox"/> ランドスケープデザインに注力され、優れた提案となっているか。 <input type="checkbox"/> その他評価に値する提案があるか。	40点
【賑わい創出事業（ソフト事業）】 ・ソフト事業計画概要	<input type="checkbox"/> イベント等が恒常的に開催され、継続的な賑わいの創出に貢献する計画となっているか。 <input type="checkbox"/> 恒常的なイベントを実施し、ソフト事業を継続するために必要な運営形態・体制（業務従事人数、体制を継続するための予算など）が確保されているか。 <input type="checkbox"/> 効果的なプロモーション活動が計画されているか <input type="checkbox"/> その他評価に値する提案があるか。	
【維持管理事業】 ・維持管理事業計画概要	<input type="checkbox"/> 来園者が快適に過ごすことができる都市公園となるよう、必要な計画がされているか。 <input type="checkbox"/> その他評価に値する提案があるか。	

【公共性】 ・事業コンセプト ・質の高い提案実現への意見	○公共性の高い事業となっているか。 ○現行ルールを認識しつつ、相当高い公共性実現のための課題や意見が示されているか。 ○その他評価に値する提案があるか。	
【3】実現性及び事業効果		
【実現性】 ・管理運営計画概要 ・本事業の施設・事業関連内訳表 ・本事業の事業計画書 ・事業者の経理状況調書	○魅力創造がなされる事業計画となっているか、またその実現性があるか。 ○事業の計画性や発展性があるか。 ○その他評価に値する提案があるか。	30点
【事業効果】 ・事業効果	○集客数など事業効果の分析がなされているか。 ○集客数など高い事業効果が期待できるか。 ○その他評価に値する提案があるか。	

3. ヒアリングの実施

事業者の柔軟かつ優れたアイデア、企画力、経営能力を活かし、効率的かつ効果的な天王寺公園エントランスエリアの魅力創造・管理運営事業とするため、必要に応じて事業計画に関するヒアリングを実施します。ヒアリングの実施方法、日程を含め詳細については、別途応募者に通知します。

また、ヒアリングにおいて追加で資料を提出していただく場合があります。

4. 1次審査通過者の選定等

本市は、選定委員会の選考結果に基づき、1次審査通過者を選定する予定です。その後、この1次審査通過者を対象として2次提案の募集を実施し、その中から事業予定者を選定する予定です。

5. 審査結果の通知及び公表

審査結果については、すべての応募者へ書面により通知（連合体で応募した場合は、申込代表者に通知）します。

なお、選考に関する審査内容及び結果に関する問い合わせ並びに異議等については、一切応じません。

6. 2次提案募集について（概要）

詳細については、2次提案募集要項において提示しますが、現時点での2次提案募集の概要は次のとおりです。

（1）2次提案募集の応募者

2次提案募集に応募できる者は、1次審査通過者のみです。2次審査終了まで構成員の変更はできません。ただし、やむを得ない事情で連合体の構成員に変更が生じる

場合には、速やかに本市との協議が必要です。詳しくは、「第3 応募条件・応募方法」
「1. 応募者の構成等」をご覧ください。

(2) 募集内容について

1次募集時のヒアリング等の結果を踏まえ、事業対象区域などの詳細な条件を設定し、2次提案の募集を求めます。

(3) 提案内容と提出書類

2次提案では、1次提案の内容に準じて詳細な内容について提案を求めて、事業予定者を決定します。提出書類についても、応募者に関する各種証明書や1次提案に準じた内容の事業計画、管理運営計画などの詳細な内容の提案を求める予定です。

(4) 2次提案募集時の審査項目と審査の視点

2次提案募集時の審査項目等については、現時点では次のとおり予定しています。詳細については、2次募集時にお知らせします。

[2次提案審査項目(予定)]

- ・事業コンセプト
- ・賑わい創出事業(ハード事業):空間構成及びデザイン、施設計画
- ・賑わい創出事業(ソフト事業):運営体制、イベント、プロモーション
- ・維持管理事業:清掃・警備・緑地・施設維持管理
- ・管理運営計画・事業計画の実現性及び事業効果

(5) 基本協定の締結及び解除

本事業の実施にあたっては、本市と基本協定を締結していただきます。これをもって、事業予定者は事業者となります。なお、事業者は施設の設置などにあたり、別途、本市から都市公園法に基づく設置許可などの各種許可を受ける必要があります。この基本協定や公園施設設置許可に定める条件、関係法令、その他関係機関との指示に従わなかった場合、許可を取り消し、基本協定を解除することがあります。

第5 照会窓口

担 当: 大阪市経済戦略局観光部観光課天王寺魅力担当

住 所: 〒553-0005 大阪市福島区野田 1-1-86

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟8階

電 話: 06-6469-5155

FAX: 06-6469-3897

E-mail: ga0021@city.osaka.lg.jp

経済戦略局HP: <http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/index.html>